

# 「臨時運行許可事務取扱いに関する調査」について

---

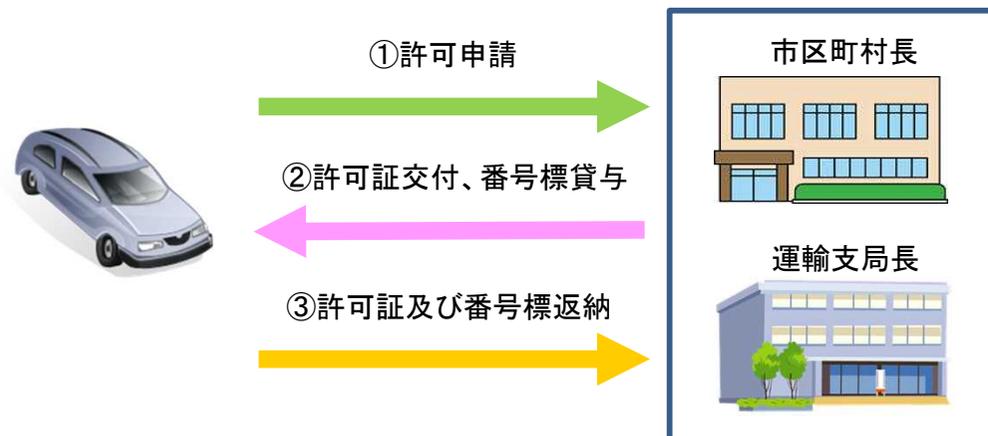
九州運輸局  
自動車技術安全部 管理課  
令和6年8月

# 1. 臨時運行許可制度の概要

- 臨時運行許可制度とは、一定の条件のもと、車検や登録を受けていない車両の公道走行を可能とする制度。
- 市役所等に対して事前の許可申請を行い、許可された目的・経路に限り走行することができる。
- なお、走行をする際は貸与された臨時運行番号標(いわゆる「仮ナンバー」)を車両に表示する必要がある。

申請者	誰でも可能
申請先	市区町村及び特別区の長並びに政令で定める町村の長等
許可を行う場合	①車検を受けるために走行する場合 ②登録の申請のために走行する場合 ③封印を受けるために走行する場合 ④その他特に必要がある場合
許可の有効期間	5日以内

## 【臨時運行許可の流れ】



## 【番号標様式】



## 【主な審査事項】

- 運行目的
- 運行経路
- 運行期間
- 保険加入の有無

## 2. 調査概要

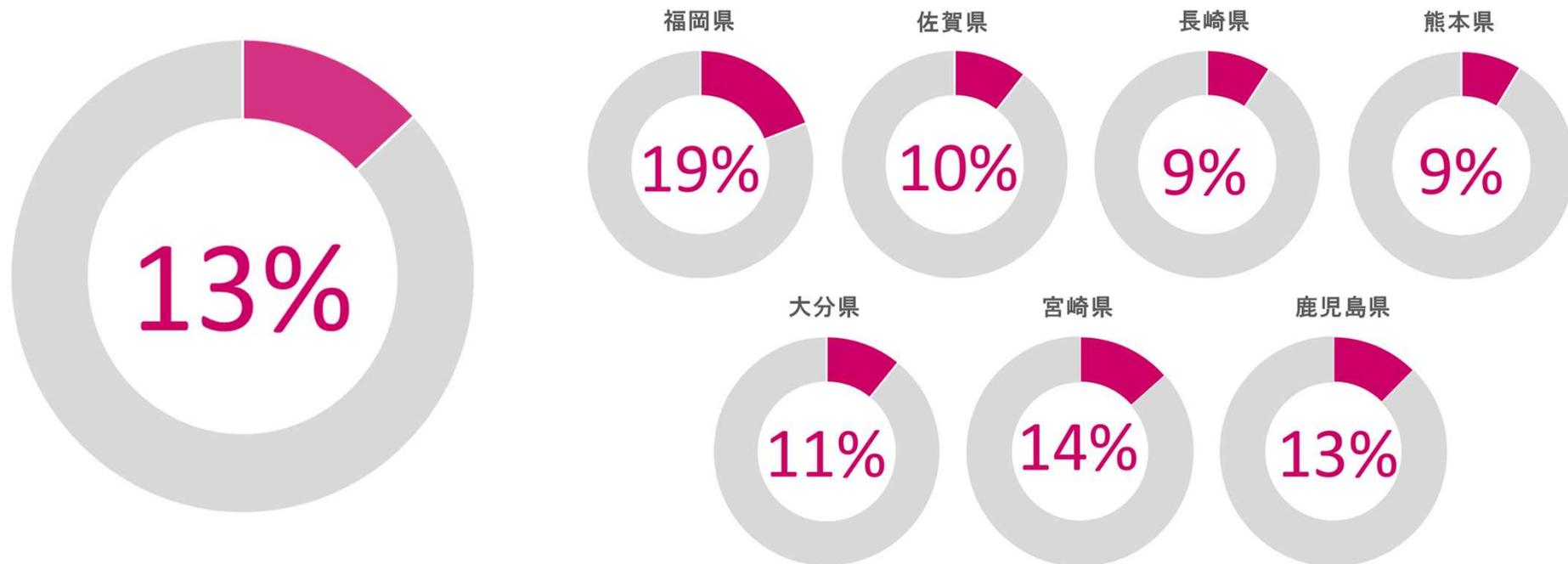
- 臨時運行許可証、臨時運行許可番号標の適正管理の観点から、自治体が行う臨時運行許可業務の実態を把握し、その実態を踏まえた効果的な技術的助言を検討するための調査。  
先行して近畿運輸局において、管内の自治体における臨時運行許可業務の実態調査を実施したところであるが、これに加えて各地方運輸局管内の実態も把握する必要があることから全国調査を実施。
- 臨時運行許可番号標の許可を行っている九州運輸局管内の自治体153市町村(108市、44町、1村)を対象に、令和4年度における臨時運行許可の件数や、番号標返却状況等について調査。153市区町村(107市、43町、1村)から回答が得られた。

# 3. 返納期限超過の件数

- 九州管内における期限超過件数は、全体貸与件数の13%
- 県別の期限超過件数は、9～19%

管内の令和4年度 臨時運行許可件数92,840件の内、およそ13%にあたる12,268件が返却期限を超過して返納されたものであった。

県別に見ると、貸与件数に対する期限超過の割合が最も多かったのは福岡県で19%、割合が最も少なかったのは長崎県、熊本県の9%であった。



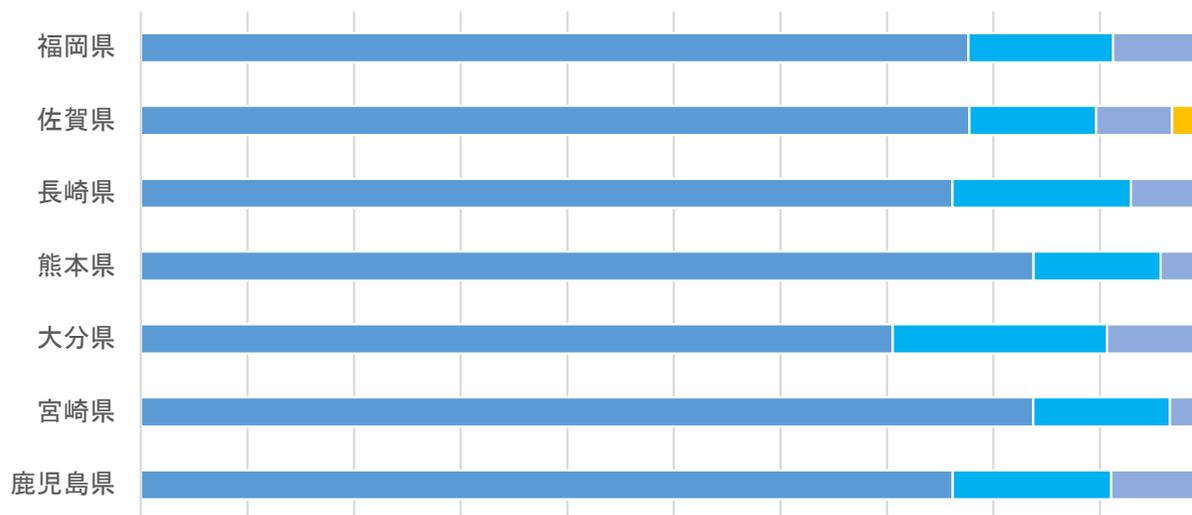
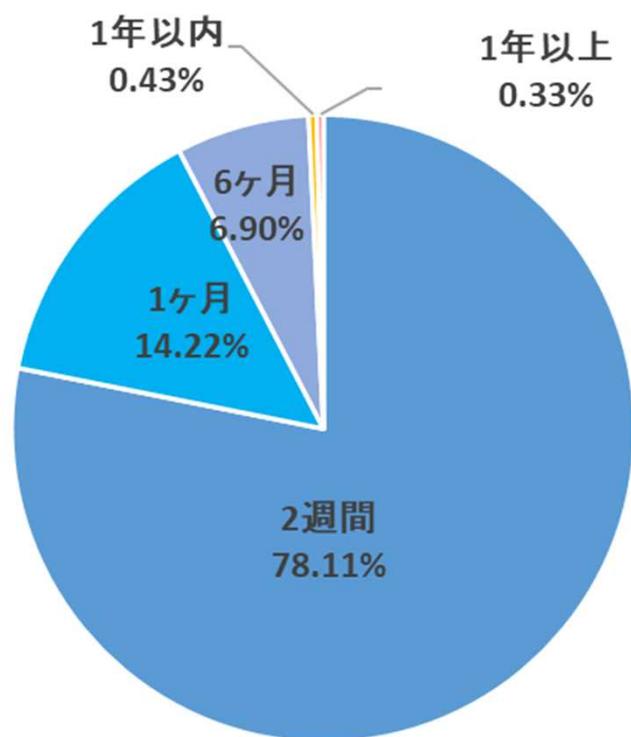
	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	合計
R4年度 許可件数	27,271	6,800	10,385	15,508	10,721	10,972	11,183	92,840
R4年度 返納期限超過件数	5,204	714	960	1,344	1,165	1,483	1,398	12,268

# 4. 返納期限超過の期間

- 返納期限超過が最も多かったのは2週間超過の78%
- 1年以上超過した件数は0.7%

令和4年度 返却期限を超過して返納された件数12,268件について、実際に返却されるまでに要した期間ごとの割合を調査した。

期限を超え2週間以内に返却された件数が最も多く9,582件と全体の78%であった。つづいて1ヶ月以内に返却された件数は、1,745件と全体の14%であった。全体の約8%にあたる941件については、6ヶ月以上長期返納されていた。



	2週間	1ヶ月	6ヶ月	1年以内	1年以上
福岡県	4,041	707	401	19	36
佐賀県	555	85	51	21	2
長崎県	731	161	67	1	0
熊本県	1,126	160	54	3	1
大分県	822	234	106	3	0
宮崎県	1,242	190	47	2	2
鹿児島県	1,065	208	121	4	0
合計	9,582	1,745	847	53	41

## 5. 在庫不足により臨時運行許可番号標を貸与できなかった事案数

- 令和4年度 自治体の在庫不足が原因で番号標を貸与できなかった管内の事案数は9市町村で132件。

在庫不足により臨時運行許可番号標を貸与できなかった事案数						
	保有組数(a)	許可件数(b)	1組当たりの許可件数 (b/a)	返納超過件数 (c)	返納超過率 (c/b)	貸出不可件数
A	13	378	29	69	18%	4
B	17	157	9	13	8%	2
C	17	452	27	36	8%	30
D	55	1172	21	209	18%	15
E	23	382	17	253	66%	50
F	673	3541	5	1064	30%	1
G	50	972	19	108	11%	15
H	55	653	12	84	13%	5
I	540	4160	8	869	21%	10

## 6. 未返納により失効した臨時運行許可番号標組数

- 一定期間番号標を返納しないことにより失効した番号標組数を調査。
- 長期間返納されていないと不正使用等の原因となるため、各市町村の規則に従って自治体の裁量で失効させることができる。

未返納により失効した臨時運行許可番号標組数			
	失効件数(a)	返納期限超過件数(b)	失効率(a/b)
福岡	115	5204	2.21%
佐賀	0	714	0.00%
長崎	1	960	0.10%
熊本	5	1344	0.37%
大分	2	1165	0.17%
宮崎	1	1483	0.07%
鹿児島	0	1398	0.00%
合計	124	12268	1.01%

令和4年度 未返納により失効した番号標は管内で124組であった。

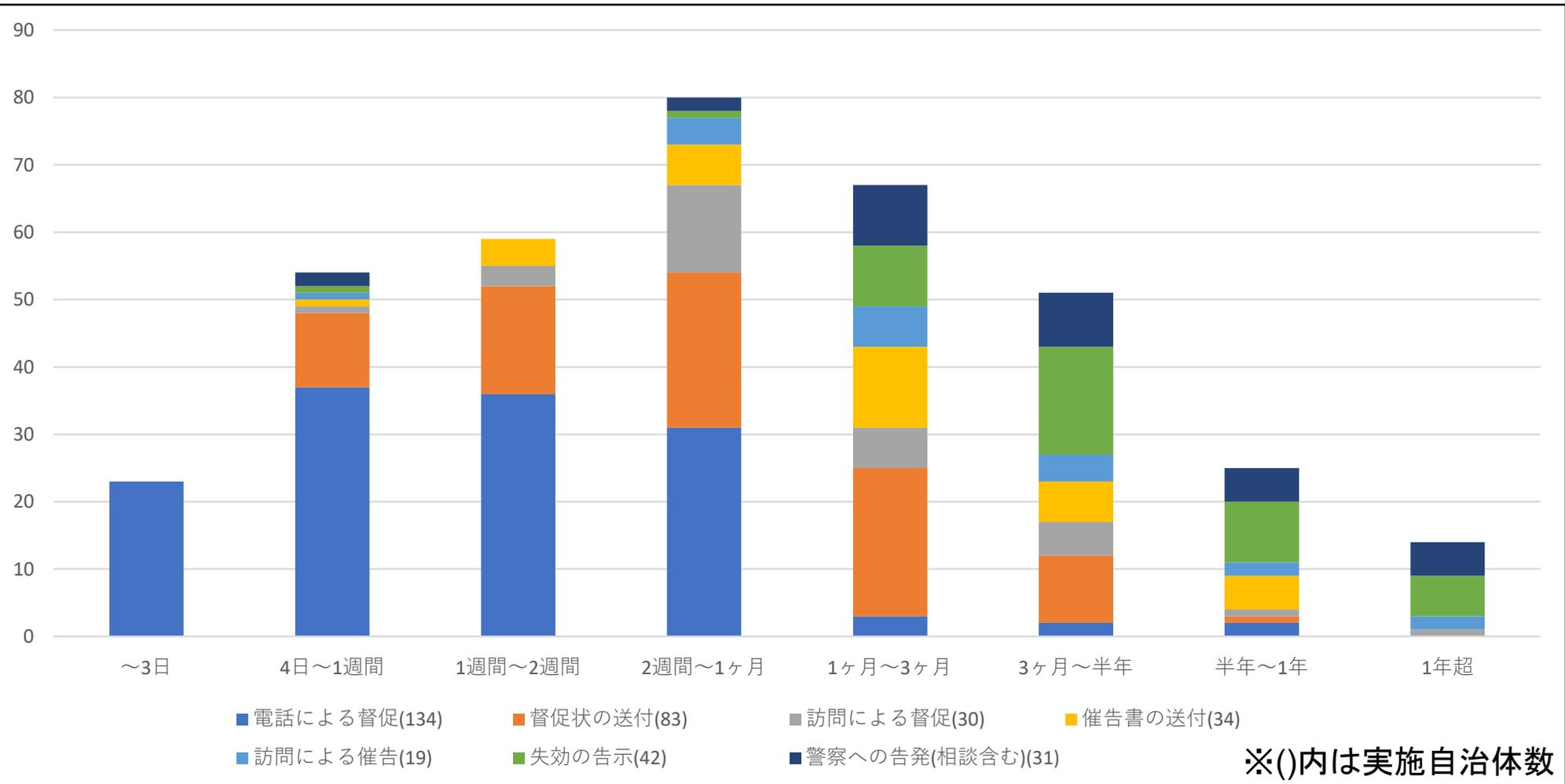
失効の件数は、返納遅れの件数の1%程度だが、これは、失効の告示が一定期間以上未返納であった場合にとられる措置であり、ほとんどの場合は失効に至る前に番号標が返納されていることが原因と推測される。



# 8-1. 返納期限が超過した臨時運行許可番号標への対策

- 自治体が返納期限を超過した臨時運行許可番号標にどのような対応を実施しているかを期間別に調査。
- 「違反事例なし」「未実施」「その他」と回答した自治体は除いているため必ずしも総数は一致しない。
- 2週間～1ヶ月までを目処に何らかの対策を行う自治体が多いことがわかる。

返納期限が超過した臨時運行許可番号標への対策



## 8-2. 各項目の分析

### ①電話による督促 実施自治体数:134

- ・2週間以内の返納遅れに対しては対策をとった8割超の自治体が電話による督促を実施していた。
- ・一部の自治体は遅れが1ヶ月を超えないと電話による督促をしない、という回答もあった。
- ・複数回電話による督促を実施していると回答した自治体もあった。

### ②督促状の送付 実施自治体数:83

- ・督促状の送付は半数以上の自治体の実施しており、2週間の返納遅れを境に実施している自治体が多い。
- ・督促状の送付に至るような事例がない、と回答した自治体も存在した。

### ③訪問による督促 実施自治体数:30

### ④文書による催告 実施自治体数:34

### ⑤訪問による催告 実施自治体数:19

- ・上記と同様に、該当事例がないことによる回答が一部含まれていると考えられる。
- ・対策を実施した自治体は2週間～半年の返納遅れを中心に実施していた。
- ・その他と回答した自治体の中には①、②の対応でも奏功しない時、と回答した自治体もあった。

### ⑥失効の告示 実施自治体数:42

- ・失効の告示をした自治体のうち、9割超が1ヶ月以上の返納遅れに対して実施していた。
- ・その他と回答した自治体も、時期を定めず個別の事案ごとに告示している、と回答を得た。

### ⑦警察への相談・告発 実施自治体数:31

- ・実施している自治体については1ヶ月を目処に対策を実施していることが分かる。
- ・その他と回答した自治体も「悪質性の高い事例については警察と相談」や「警察への相談は随時行うため特定の時期を定めていない」などの回答があり、全く対策を行っていない、というわけではないことが読み取れる。

### 対策を実施していない自治体の回答

- ・対策を実施していない自治体は「業務多忙により対策ができない」と回答したものがほとんどであった。